

CSTB 技術担当理事 エルベ・ペリエ

CSTB EU 技術評価・認証・開発担当部長 ヤニック・ルモワーニュ

-----  
(\*以下[ ]内番号は各パワーポイント資料のスライド番号)

#### 1) フランスの建築基準の動向と展望(エルベ・ペリエ)

[3]\* フランスでは、現在、法律が出まして、借手又は間借人に対して、自然のリスク、技術的なリスクとして何があるかを通告する義務を負うという形になっています。その中でも特に、1948年以前の古い建物の鉛のリスクについての報告をしなければなりません。これは、実際にその家を買う又は借りるという前に、そちらを立ち入りして現場のチェックをしますが、その際に必要のあるリスクに関する情報提供を行うことになっております。

それから、1987年、法によりアスベストが使われているか、いないかの情報も必ず提供しなければなりません。

[4] さらに、ガスと電気の設置状況についての情報提供もしなければならぬことになっています。これは最近出た規制文書によるものです。

さらに、住宅の売主は、その地域にリスク管理計画というのがつくられたときからすぐに、自然のリスク、技術的なリスクを潜在的な買手に開示しなければならないとなっています。この各地域のリスク管理計画というのは、その中に、洪水、地震、地滑り、さまざまな危険な事業を行っている企業の存在などを含むものです。さらに、シロアリがいると認められている地域に関しては、シロアリの被害があるか、ないかも情報開示しなければなりません。

[5] さらに、既存住宅に関しては、エネルギー効率の情報開示も必要です。これは、住宅をエネルギー性能に関して等級づけした形で情報開示します。

それから、汚水処理施設が規格に適合しているかどうかの情報開示もあります。

さらに、土地からラドンが発生すると認められている地域に関しては、建物の所有者がラドンの量を測定しなければならない義務を負っています。

さらに、住宅の使用可能床面積の測定を行い、その情報を開示する義務も負っています。

こうした住宅診断書、住宅カルテというのを付けなければならなくなりましたので、その結果として新たな職業が生まれています。こうした新たな職業に就く人については、そのための特別な資格認定、特別な教育というものが組み立てられています。

[6] 次に、エネルギーについて一言申し上げます。

エネルギーについては最近非常におもしろい対策がとられるようになりました。それは、エネルギーの供給者側が省エネの義務を負う。これは数値目標がついていまして、ある一定の目標に到達しなければ、罰金を払わなければならないという体制になっております。

そこで、エネルギーの供給者の側が、自分の顧客に対して省エネのアドバイスをする、又は技術的なさまざまな評価を行う。それによって省エネ証明書というものをもらい、自分たちが実際に供給者として省エネを行っているという証明をしなければならないことになっております。

また、こうしたエネルギーの供給者は、ほかの企業からこうした省エネ証明書を購入することも、また、そうした省エネのためのさまざまな教育を行っている機関から省エネ証明書を購入す

ることもできます。教育機関その他からくる証明書に関しては、国が発行する証明書となっています。

[7] 建物のエネルギー効率に関する規制については、リクワイアメントの数値を5年ごとに高い方に見直すこととしています。

さらに、都市化のルールの中で、ある一定の床面積の建築を許可する際には、ある一定のタイプのリクワイアメントをクリアする。その中でも特に再生可能エネルギーの使用をある一定のレベル以上を超えていなければならないという義務があります。

[8] さらに、最近の施策の中で結果を出しているものとしては、建物のエネルギー効率の証明書というものを先ほどもお話しいたしましたが、その中でも特に床面積が1,000平米以上の大きなものに関しては、改築の際に、新築と同じようにエネルギー効果、効率を実際に上げるような対策をとらなければならないとしています。

床面積が1,000平米以上の大きな建物に関しては、総合的な形でのエネルギー効率を上げる対策をとらなければいけません。それに対して通常の床面積1,000平米未満のものに関しては、改築の際に一部のそうしたエネルギーに関わるようなものを交換するという形で、総合的なパフォーマンスまでは、性能までは求めておりません。例えば、窓の一部であるとか、またパーティションの一部であるとか、そういうところを交換することによってエネルギー効率をできるだけ上げるという方策です。

[9] 次に、障害者のアクセスについては、2005年に新たな法律が出まして、現在は施行令が準備中です。現在では、新築の建物はすべてこの法に合致したアクセス性を確保しなければならないとなっています。

[10] 次に、飲料水に関してですが、フランスの法律が完全に見直されました。その中でも、特に最近では、人口1万人を超えるまちでも水源の脆弱化という指摘がなされています。

それから、先月出たばかりの法律なのですが、ある一定の場合に限っては、雨水を収集して使ってもよいという許可がもらえるようになっています。

[11] これから出てくる規制文書としましては、フランスの地震に関するマッピングがちょうど見直されたところです。

次に、構造の強度に関しては、新たな欧州レベルのコードであるユーロコードが出てくることになります。

3つ目が、最近の健康、衛生に関するさまざまな配慮の中で、工事現場から出る騒音の規制ということが大きな問題になっておりますので、これを我々も現在あとづけるために、新しい施設をつくっているところです。それについては、ジャン・リュク・シュバリエの方から後ほど説明をしてもらいます。

## 2)新しい欧州規制(ヤニック・ルモワーニュ)

では、私の方から、EUレベルでの最近の動きをご説明いたします。これは極めて重要なテーマであります。といたしますのは、ここ数カ月大きな動きが出てきているからです。

[2] 欧州レベルでは、これまで、我々、協定というものと指令というものを持っておりました。ただ、協定にしても指令にしても、実際、国内で適用されるためには、国内法に委嘱される必要がありました。それに対して、現在のEUレベルでの動きは、今度は欧州規則というものが出される運びになっておりまして、こうなると、国内法に委嘱がなく、各加盟国に直接適用されることとなります。

[3] 今年の夏の間、欧州規則の準備が進みまして、その目的というのは、物とサービス、特に建築資材、建築部品の自由な欧州域内市場の移動です。

ここで、物の自由な移動、製品の自由な移動というときに、この製品は非常に広いもの、例えばおもちゃであるとか、また、蒸気の発生器だとか、いろいろなものを含むのですが、その一環として、建築資材、建築部品もこの中に入ります。

[4] この夏の間、2つの欧州規則、1つの欧州決定が出されました。非常に広くプロダクトと呼ばれる製品にかかるものです。

[5] 1つ目の欧州規則は、各国の国内で国内ルールで使われているもの、国内技術で使われているもの、それを合法的に市場に出しているものを欧州市場全体に流通させようという規則です。2009年5月13日から適用されることとなります。これは、建築だけではなく、すべてのセクターについて適用されるものです。

ここで、複数の規則のお話をしますので、主要な点のみ、かいつまんでご説明します。

[6] そのルール、基本的な考え方は右の下にまとめて書いてありますけれども、基本的にどこかの国でよいと考えられているものは、欧州全域どこでもいいことにしよう。そういう円滑な流通を促進しようという考え方の規則です。

ただ、その規則の中には、ある特定の加盟国が、その製品を危険だ、市場に出回るのが防ぎたいというときのためのルールなり手続なりを含むこととなります。この中には、技術ルールにのって出される行政決定も含まれます。さらに、各加盟国は、自国で使っている技術ルールがあるならば、その技術ルールを正当化しなければならない義務を負います。

[7] 次に、加盟国は、自国の領土内に情報コンタクトセンターというものを開設しなければならない。そこで国内で使っているルールと決定などに関するすべての情報を集約してとれるようにする窓口です。

[8] 2つ目の欧州規則は、認証及び市場監視に関する規則です。

この欧州規則も、プロダクトに関する幅広い欧州規則パッケージの一部をなすもので、適用は2010年1月1日付けとなります。この欧州規則の中では、認証団体の認定をどのように行うかのルールが明確に書かれることとなります。

[9] この規則では、認定作業の公共の利益を認め、そのために欧州レベルの認定機関のコーディネーションに必要な資金をつけることとしています。

ここで重要なのは、各国に認定機関、認証機関は1つだけでなければならない。2つあってはならない。1つだけに絞るといことです。

[10] 次に、広い意味でのプロダクトの市場に投入された後の市場監視を行う枠組みをつくと、この規則は定めています。

市場監視は、現在、欧州の中では各加盟国の役割とされていますので、具体的にどのように市場監視をしていくかは、各加盟国の政府が責任を持って実施しなければなりません。そして、リクワイアメントなり公共の利益のための保護のレベルに反している経済主体に対しては、各国が具体的にどのような制裁をかけるかを決めていくことになります。

この場合に、国が制裁を定める際には、ある一定のリクワイアメントをクリアしないというリスクに比例按分した形での制裁をかけなければならないとなっています。

[11] 次に、3つ目の法律文書としては、決定というタイプの、これは欧州規則ではなく、決定というタイプでありまして、あるプロダクトの規制をしていく中でのサポート書類となるものです。そして、この決定を基盤として、現在、見直しが進められている建築プロダクトに関する規制を完全に見直して、その適用が2011年から行われることになります。

[12] この法律文書によりますと、各経済主体が責任を持って建築材料、建築資材の規格合致性について保証しなければならないとなっています。適合性についての保証は、経済主体が持つことになります。

[13/14]さらに、経済主体がその製品を申請して、実際、市場に投入するすべての経済主体に対しての責任を問うことができるようになりました。といいますのは、これまで欧州のルールの中では、一体どこが責任を持つのか、メーカーなのか、輸入業者なのか、販売業者なのか、そのあたりがはっきりしていなかったのを、この書類ではっきりさせたというところがあります。

[15] 最後になりますが、現在作業中のもので、見直しの暁には欧州規則となる建築プロダクトに関する規則の見直し後の文書がどうなるか、その見直しについてお話しいたします。その中でも2つの点が重要と考えられます。

[16] 現在の規則、規制の中で、6つの建築物に対するリクワイアメントがありまして、そのリクワイアメントの幅を見直しの暁には広げようという作業が進んでいます。その中でも特に重要なことは、健康、衛生に関するライフサイクルの対象としまして、建築物のすべてのライフサイクル、つまり、建築が始まったところから、実際に利用があって、最終的に撤去・解体されるまでのすべてが範囲に入るということで、これまではライフサイクルといっても、利用の間のライフサイクルしか考えられてこなかったのとは大きな変化が出てくることになります。

それから、これまで、こうした建築のプロダクトに関しては、欧州規格とアグレマンという2つの道があったのですが、この新たなドラフトでは、完全に欧州規格の標準化の方に力点を置いていまして、今後、アグレマンによるCEマークの取得というのは、完全に周辺的な限界的なものになると考えられます。

以上が私からの最近の欧州の規制環境の報告でありました。何かご質問がありましたら、ペリエとともに喜んでお答えいたします。